

清須市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車乗車時における交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットの購入に要する費用に対して補助金を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき清須市住民基本台帳に記録されている者であって、ヘルメットを購入した日の属する年度（以下「対象年度」という。）の3月31日時点において満7歳以上満18歳以下のものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒等を現に監護する者をいう。

- (4) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法の規定に基づき清須市住民基本台帳に記録されている者であって、対象年度の3月31日時点において満65歳以上であるものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、保護者及び高齢者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 市内に住所を有する事業者からヘルメットを購入した者
- (3) 購入したヘルメットに対して他の補助金の交付を受けていない者
- (4) ヘルメットを購入後に発生した交通事故について、愛知県及び市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒等又は高齢者（以下「補助対象者」という。）が着用するヘルメットを購入に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付（他の市町村で行う愛知県の補助金を活用したヘルメットを購入に要した経費に係る補助金の交付を含む。）は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後に清須市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げるものを添えて、対象年度の3月1日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他のヘルメットを購入に要した経費及びその支払い手続が完了したことを証するもの

(2) ヘルメットが第2条第1項に規定する安全基準に適合していることが確認できるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、清須市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第9条 市長は、交付決定者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。